

**法科大学院教育の抜本的かつ総合的な
改善・充実方策について
(提言)**

平成26年10月9日

中央教育審議会

大学分科会

法科大学院特別委員会

「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」概要

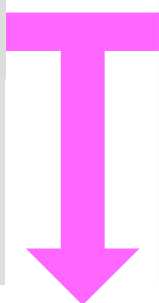
これまでの改革の**成果と現状**

- 法科大学院での教育を経た者が、社会の様々な分野で活躍はじめている一方、司法試験の合格状況や入学者選抜状況などに深刻な課題を抱える法科大学院も少なからず存在。
- 上記課題の解決に向けた取組の結果、抜本的な組織見直しが進むなど**一定の改善**が見られる。
- 入学志願者の減少傾向が続くなど、法科大学院を中核とする**プロセスとしての法曹養成制度はなお危機的な状況**。



今後目指すべき**法科大学院の姿**

- あるべき**法曹像**やその規模についての**共通理解**を確立した上で、法科大学院の目指すべき姿を早急実現すべく改革に取り組むべき。
- 高い教育力を持つ法科大学院が全国的に配置され、多彩な教育を展開することで、学生が司法試験合格のみならず、**将来の実務を視野に入れた教育**を享受できる環境を整備し、社会のニーズに応え、グローバルに活躍できる法曹など、**法律実務に携わる高度専門職業人が多数輩出**。
- 法学未修者が**法律を着実に学ぶ取組**の充実や、学部教育の充実と併せて優秀な学生が**より短期間で法曹になる途**の確保、困難な経済的事情を有する学生等への**経済的支援**の充実が望まれる。



今後取り組むべき**改善・充実方策**

① **組織見直しの推進**について

⇒ これからの組織見直しについては、課題が深刻な法科大学院の組織見直しの促進から、**法科大学院全体の体質強化**を目的とするよう改めた上で、更に推進していくべき

- 我が国において将来的に見込まれる法曹需要を基にして、司法試験の累積合格率7~8割を目指せるような定員規模を検討・明示。それまで当面の間は、公的支援の見直し等を通じて、全体の入学定員を3,000人から更に削減。
- 上記目標の下に、抜本的な組織見直しを更に促進すべきであるが、その際、地方在住者や社会人が法曹を目指すことのできる環境の確保にも配慮。

② **教育の質の向上**について

⇒ 以下の方策を実行することを通じて、法科大学院教育における「**プロセス教育の確立**」を目指すべき

- 法律基本科目の配当年次拡大や単位数増加など法学未修者教育の充実、共通到達度確認試験(仮称)の導入、司法試験問題等の活用や若手実務家の協力などを通じて、法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得を徹底。
- 法律実務に関する基礎教育の充実、国際化への対応など特色ある教育活動の展開、法科大学院の教育資源を活用した継続教育の実施など、教育内容を充実。
- 客観的指標を活用した一層厳格な認証評価の実施、FD活動の充実や法学分野における教員のキャリアパスの在り方の検討などを通じて、教育の質を確保。

③ **優れた資質を有する志願者の確保**について

⇒ 志願者の確保に向けて、学生の**ニーズにきめ細やかに対応する取組**と併せて、積極的な**広報活動**に努めるべき

- 授業の充実や自学自習のための指導に努めるなど、きめ細やかな教育指導を実施。
- 加えて、飛び入学制度等を活用した時間的負担の軽減、法曹養成に特化した経済的支援、ICTを活用した教育連携・教材開発、広報活動の展開などを通じて、優れた資質を有する志願者を確保。



法科大学院教育と司法試験・司法修習との**有機的な連携**の在り方

⇒ 法科大学院改革を実効性あるものとするため、**プロセス養成の基本理念に立ち返った改革**を同時に進めるべき

- 法科大学院の教育内容と司法試験や司法修習との有機的な連携が更に図られていくことが望まれる。
- 特に予備試験については、運用実態が制度創設時に想定されていないものとなり、法科大学院教育への影響が顕著であるため、制度改正を含めた抜本的な見直しを速やかに進めていくことが望まれる。

目次

はじめに	……	1
I これまでの改革の成果と現状	……	3
II 今後目指すべき法科大学院の姿	……	5
III 今後取り組むべき改善・充実方策	……	7
1. 組織見直しの推進について	……	7
2. 教育の質の向上について	……	8
(1)法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得の徹底について	……	8
(2)教育内容の充実について	……	9
(3)教育の質の確保について	……	10
3. 優れた資質を有する志願者の確保について	……	10
IV 法科大学院教育と司法試験・司法修習との有機的な連携の在り方	……	12
(1)司法試験及び司法修習との関係	……	12
(2)司法試験予備試験との関係	……	13
参考資料	……	15
附属資料	……	67
今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性	……	69
別添1 組織見直し促進に関する調査検討経過報告	……	73
別添2 共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告	……	79
審議経過	……	85
委員名簿	……	87

はじめに

- 法科大学院は、我が国の司法制度改革の柱の一つである法曹養成制度改革において、従来の「点による選抜」ではなく「プロセスとしての養成」を理念とする新たな法曹養成制度の中核となるべき教育機関として創設され、司法試験・司法修習との有機的な連携の下に、21世紀の司法を支えるのにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成することを目指して平成16年度から学生の受入れを開始して以降、約10年が経過したところである。
- この間、新たな法曹養成制度を通じて養成され、法曹として活躍する者は、既に1万人を優に超える数に上るとともに、法科大学院教育による成果は、法科大学院修了生自身のみならず受入れ側の法律事務所・企業等からも評価されてきている。しかし、その一方で、課題が深刻な法科大学院が一定数存在する上、法科大学院への入学志願者が全体として減少傾向にあるなど、法科大学院が当初期待された役割を十分に果たせているとは言い難い状況が続いていることも事実である。
- 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「本特別委員会」という）としては、これまでも法科大学院教育の改善・充実に向けて、平成21年「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」、平成24年「法科大学院の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」を取りまとめ、その改革を促してきたところであるが、以上のような状況が続く中で、更に法科大学院の抜本的な組織見直しを進め、その教育力の向上に向けた不断の改革に取り組むことが必要であると考える。
- 特に、平成25年7月、政府の法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」（以下「関係閣僚会議決定」という）において、法科大学院をはじめとする法曹養成制度改革に関し、政府として講ずべき措置の内容及び時期が示された。これを受け、本特別委員会においても、同年9月以降、改めて法科大学院の規模や教育の質の向上の在り方等について更なる議論を重ね、
 - ・「法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について」（平成25年9月）
 - ・「組織見直し促進に関する調査検討経過報告」及び「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」（平成25年11月）
 - ・「各法科大学院の改善状況に係る調査結果」（平成26年2月）
 - ・「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成26年3月）など個別論点ごとに提言・報告を随時行ってきたところであるが、それらを踏まえて、今般、法科大学院が現に直面している極めて困難な状況を打開すべく、制度全体を俯瞰し、今後の法科大学院改革をより一層強力に推進していく観点から、法科大学院の目指すべき姿を実現するための抜本的かつ総合的な改善・充実方策を提言することとした次第である。

- 本特別委員会としては、司法制度改革において示された「プロセスとしての養成」が我が国の将来を担う法曹の質・量を充実させる最善の方法であるという基本認識を再確認し、その下に本提言を行うものである。文部科学省において、本提言を踏まえた実効性のある改革を推進するための方策の企画立案及びその実施に早急に取り組むとともに、各法科大学院及び関係機関において、抜本的な組織見直しや教育の質の充実に向けた取組を加速させることを強く求めたい。加えて、我が国の司法を支える有為な人材を安定的かつ継続的に養成していくためには、法科大学院自体の改革と同時に、法科大学院、司法試験、司法修習の有機的な連携が真に図られるよう、法曹養成に関わる全ての関係者が協力してプロセスとしての法曹養成制度全体の更なる改革・整備に取り組み、法曹養成制度に対する社会からの揺るぎない信頼を確立することを強く期待する。

I これまでの改革の成果と現状

- 新たな理念に基づく法科大学院での教育を経た者が、法曹をはじめとして民間企業や公務部門など社会の様々な分野で活躍しはじめている一方、司法試験の合格状況や入学者選抜状況などに深刻な課題を抱える法科大学院も少なからず存在している。
 - 上記課題の解決に向けた取組の結果、入学定員削減や学生募集停止といった抜本的な組織見直しが進むなど一定の改善が見られるものの、入学志願者の減少傾向が続くなど、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度はなお危機的な状況にある。
-
- 法科大学院においては、理論と実務の架橋を通じて、真に法曹として必要な能力を身に付けるための体系的な教育課程が編成されるとともに、多様なバックグラウンドを持つ人材に対し、少人数かつ双方向・多方向の授業や実践的な学修機会が提供されてきた。
 - その結果、法科大学院を修了し、法曹界のみならず民間企業や公務部門など社会の様々な分野で活躍する者は大幅に増加しており、例えば、弁護士の全登録者数のうち約三分の一近くを法科大学院修了生が占めるまでになっている。また、その活動分野を見ても、地方裁判所の支部単位で弁護士登録のない地域（いわゆるゼロワン地域）がほぼ解消されるなど、地方で活躍する弁護士が増えるとともに、企業内弁護士として活躍する者や、裁判外紛争解決手続（ADR）や費用及び対象となる金額が少額の訴訟に携わる弁護士など、司法制度改革以前に比べて幅広くかつ多様な分野で活躍する弁護士が増えつつある。
 - さらに、法科大学院修了生自身から、法科大学院で修得した法的思考力等が実務の様々な場面で役立っていると評価されるとともに、弁護士事務所・企業・地方公共団体等の受入れ側からも、法科大学院修了生には調査能力やコミュニケーション能力を含め、法的知識を活用する能力が身に付いているなど、法科大学院教育の成果について、肯定的な評価を受けている。
 - しかし、その一方で、司法試験の合格状況や入学者選抜状況などに深刻な課題を抱えた法科大学院も少なからず存在し、弁護士の就職難や司法試験合格者数が当初の目標数に達していないことなども相まって、大学学部卒業者・卒業予定者や社会人等の「法科大学院離れ」、「法曹離れ」とも呼ぶべき事態が生じていることもまた事実である。
 - このような状況に対し、これまでも文部科学省及び各法科大学院では、抜本的な組織見直しや教育の質向上に取り組み、特に組織見直しという点では、平成27年度の入学定員がピーク時（平成17～19年度）の5,825人からおよそ半減の3,175人となる見込みであり、また、法科大学院数もピーク時に74校あったうち約3割に当たる21校が学生募集停止を公表するに至っているなど、改革の取組は着実に進んでいる。しかしなが

ら、法科大学院入学者選抜における適性試験の受験数は近年減少の一途を辿っており、直近試験の受験者が4,000人近くまで減少するなど、「法曹離れ」に歯止めが掛かったと言える状況にはなく、我が国の法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は依然、危機的な状況にあると言わざるを得ない。

Ⅱ 今後目指すべき法科大学院の姿

- 我が国におけるあるべき法曹像やその規模についての共通理解を確立した上で、法科大学院の目指すべき姿を早急に実現すべく改革に取り組むべきである。
- 高い教育力を持つ法科大学院が全国的に配置され、多彩な教育を展開することで、学生が司法試験合格のみならず、将来の実務を視野に入れた教育を享受できる環境を整備する必要がある。
- その結果、法廷活動はもとより民間企業や公務部門等のニーズにも応え、グローバルに活躍できる法曹や、地域の司法サービスや裁判外紛争解決手続（ADR）を担う法曹など、法律実務に携わる高度専門職業人が多数輩出されることが望まれる。
- また、法学未修者が法律を着実に学ぶことのできる取組の充実や、学部教育の充実と併せて優秀な学生がより短期間で法曹になることのできる途の確保、困難な経済的事情を有する学生等に対する経済的支援の充実が図られることが望まれる。

- 我が国の法曹養成制度が直面している危機的な状況を打開し、質・量ともに豊かな法曹を安定的・継続的に社会に送り出していくためには、我が国におけるあるべき法曹像やその規模についての共通理解を確立し、それに基づいて、法科大学院の目指すべき姿を早急に明らかにした上で、その実現に向けて全力を挙げて改革に取り組むべきである。
- 具体的には、当初理想とされたように、修了者の7～8割が司法試験に合格できるような高い教育力を持つ法科大学院が全国的に一定のバランスをもって配置され、それぞれの強みを活かした多彩な教育が展開されることで、学生が単なる司法試験合格のみならず、将来の実務をも視野に入れた特色ある教育を安心して受けられる環境を整備する必要がある。
- また、社会のグローバル化に対応して、我が国の法曹や法曹養成の在り方もグローバルな視点で捉えることが緊要であることを関係者が自覚し、共通認識とする必要がある。
- 特に、我が国内外の政治・経済・社会的な状況がこれまで以上に複雑なものとなっている現在、国や国民の利益を守るためには、国際条約や国内外法、様々な商慣行などのルールに則り問題解決を図るとともに、国内外の秩序維持、経済協力などのために新たなルールの創出にも法律家が積極的に関与する必要がある場面が増大している。
- このため、我が国での法廷活動を中心とした法曹の養成のみならず、民間企業や公務部門における様々なニーズに応え、グローバルな視点をも有しつつ、法やその他のルールを駆使して課題を分析し、解決策を立案し、交渉・調整を有効に進めることのできる法曹や、福祉・教育分野をはじめとする地域における司法サービスや裁判外紛争解決手続（ADR）

を担う法曹の養成など、社会の様々な分野で活躍できる法律実務に携わる高度専門職業人が多数輩出されることが望まれる。

- また、多様なバックグラウンドを持った法学未修者が法律を着実に学ぶことのできる取組の充実を図るとともに、プロセス養成の趣旨を損なわない範囲で、学部段階における教養教育・法学教育の充実と併せて、優秀な学生がより短期間で法曹になることのできる途も確保されることが期待される。さらに、関係者が、それぞれの立場で協力しながら、困難な経済的事情を有する学生や居住地近辺に法科大学院がない学生なども法科大学院で学ぶことを可能とするような経済的支援の充実等が図られることが望まれる。
- 以上のような姿を早期に実現することこそが、法曹志願者を増やし、法科大学院に受け入れて有為な人材として法曹界に送り出す最も望ましい途であり、そのため、以下に提案する方策を着実に実行・実現する必要がある。

Ⅲ 今後取り組むべき改善・充実方策

1. 組織見直しの推進について

- これからの組織見直しについては、法科大学院全体の体質強化を目的とするよう改めた上で、これを更に推進していくべきである。
- プロセスとしての法曹養成制度の安定化を図るため、我が国において将来的に見込まれる法曹需要を基にして、司法試験の累積合格率7～8割を目指せるような定員規模を検討し、これを明示することを目指すべきである。それまで当面の間は、入学定員と実入学者数の乖離を縮小するため、公的支援の見直しの仕組みなどを通じて、全体の入学定員を3,000人から更に削減する方向で取り組むべきである。
- 上記目標の下に、法科大学院に対し、これまでの実績に応じて抜本的な組織見直しを更に促進すべきであるが、その際、地方在住者や社会人が法曹を目指すことのできる環境の確保にも配慮すべきである。

- これからの法科大学院の組織見直しについては、その目的を、課題が深刻な法科大学院の組織見直しの促進から、法科大学院全体の体質強化に改めた上で、これを更に推進していくべきである。
- 具体的には、定員規模の適正化を図ることにより、学生にとって将来のキャリア形成への見通しが立ちやすい状態にし、入学志願者の減少と入学定員・実入学者の減少が繰り返されるといふ「負のスパイラル」から脱却して、多様なバックグラウンドを有する多くの者が、法科大学院を安心して志願できるようにするため、以下の事項に取り組む必要がある。
 - ・ 各法科大学院における取組が着実に進められた結果、平成26年6月末時点で、平成27年4月の入学定員総数は3,175人になる見込みであり、「基本的な方向性」において示した「法科大学院全体の入学定員について当面3,000人程度を目途に見直しを促進する」という目標はほぼ達成されるものと見込まれる情勢となっているが、プロセスとしての法曹養成制度の安定化を図るためには、我が国において将来的に見込まれる法曹需要を基にして、法科大学院全体のあるべき定員規模について検討し、これを明示する必要がある。具体的には、現在政府で進められている今後の法曹人口に関する調査の結果を踏まえ、可及的速やかに提示することを目指すべきである。この定員規模については、法科大学院全体として、例えば司法試験の累積合格率7～8割を目指すことが可能となるような規模とすることが望ましい。
 - ・ それまで当面の間は、入学定員と実入学者数と間になお相当の乖離がある状況を踏まえ、その乖離を縮小するべく、法科大学院全体の入学定員総数を上記の3,000人か

ら更に削減する方向で、文部科学省が実施している「公的支援の見直し」の仕組みを通じて、各法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを引き続き促進することとすべきである。

- ・ このような適正な定員規模を実現すべく、法科大学院に対し、これまでの司法試験結果や教育成果等に応じて、実質的な連合をはじめ課題解決に向けた抜本的な組織見直しをより強力に推進するよう求めるべきである。なお、その際には、地方在住者や社会人が法科大学院で学ぶことに支障を来すことにならないよう、高い教育力を持つ法科大学院が全国的に一定のバランスをもって配置されることに配慮するとともに、経済的支援の充実やICTの活用等の方策についても検討すべきである。
- ・ また、これらの取組を進めるに当たっては、必要に応じ、「公的支援の見直し」の仕組みを更に見直すことも検討すべきである。

2. 教育の質の向上について

○ 法科大学院教育における「プロセス教育の確立」のため、以下の方策を実行することを通じて、法曹として不可欠な基礎・基本に関する教育を徹底するとともに、幅広い教養と豊かな人間性の涵養に必要な教育の質向上を図るべきである。

- ・ 法学未修者について追加が認められている法律基本科目の配当年次の拡大やその単位数の更なる増加を可能とするなど法学未修者教育の充実や、法学既修者をも対象とする共通到達度確認試験（仮称）の導入、指導における司法試験問題等の活用や若手実務家の協力などを通じた法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得の徹底
- ・ 法律実務に関する基礎教育の充実、国際化への対応など特色ある教育活動の展開、法科大学院の教育資源を活用した継続教育の実施などの教育内容の充実
- ・ 客観的指標を活用した一層厳格な認証評価の実施、教育環境の充実につながる設置基準等の見直し、FD活動の充実や法学分野における教員のキャリアパスの在り方の検討などを通じた教育の質の確保

○ 我が国の将来を支える法曹として不可欠な基礎・基本に関する教育を徹底するとともに、幅広い教養と豊かな人間性の涵養に必要な教育の質向上を図ることで、法科大学院教育における「プロセス教育の確立」を目指すべきである。

(1) 法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得の徹底について

- ・ 法学未修者に対して、法曹として共通に必要な法律基本科目を確実に修得させる

ため、国においては、法学未修者について追加が認められている配当年次の拡大やその単位数の更なる増加を可能とするなどの法令の運用の見直し及び明確化を行っており、各法科大学院は、これを活用するなどして、法学未修者にとって最適と考えられる教育カリキュラムを編成するなど、法学未修者教育の充実を図ることが必要である。

- また、法曹に必要な法的な知識や思考力等は、全ての法科大学院の学生が修得することを求められるものであることから、法学未修者はもとより法学既修者をも対象として、各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎となるとともに、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とする共通の仕組みとして、共通到達度確認試験（仮称）の導入を推進するため、本年度中の試行実施に向け、各法科大学院は国と連携・協力してこれに積極的に取り組むことが必要である。その際、関係閣僚会議決定にあるとおり、共通到達度確認試験（仮称）の結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することをも想定して、その制度設計・実施についての検討が着実に進められることを期待する。
- さらに、法曹として不可欠な基本的知識・理解を身に付けさせるため、法科大学院における司法試験問題等を適切に活用した指導の在り方について改めて周知を図るとともに、法科大学院を修了して法曹として活躍している若手実務家等に学修指導の上で協力を得ることも有効だと考えられる。

（２）教育内容の充実について

- 法曹として不可欠な基本的知識・理解の確実な修得を前提として、理論と実務の架橋を図るべく、各法科大学院の実情に応じたエクスターンシップやリーガルクリニック等の積極的な実施、法律実務に関する基礎教育を担う教員を対象としたFD活動の充実など、法曹実務家を目指す者に必要な法律実務に関する基礎教育を充実させる必要がある。
- 各法科大学院において、社会の様々な分野におけるニーズに対応できる特色ある教育活動を展開するため、外国留学の促進や外国からの留学生の受入れなど国際化への対応、教育力の高い教員の派遣・学生受入れなどを含む法科大学院間の連携などを進める必要がある。
- 法科大学院の学生を対象とする上記取組に加え、法科大学院の教育資源を活用し、法曹有資格者を対象とするビジネスロー、外国法等ニーズの高い事項に関する研修プログラムや講座の開設・提供と、それらに係る情報の積極的発信など継続教育の充実や職域拡大への取組を進める必要がある。
- これらの方策を進めるに当たっては、必要に応じ、優れた先導的な取組を行う法科大学院に対して、積極的な支援を行う必要がある。

(3) 教育の質の確保について

- ・ 法科大学院の認証評価は、法科大学院における教育研究の質を確保し、その水準の向上を図るために重要な役割を担うものであるが、判定の厳格化やばらつきの是正など更なる改善が求められており、客観的指標も勘案した一層厳格な認証評価の実施と評価結果の活用方策を検討すべきである。
- ・ また、法科大学院教育の課題の実情や認証評価結果を精査し、必要に応じて、設置基準等の内容についても、法科大学院における教育環境の充実につながるよう見直しを検討することが必要である。
- ・ 質の高い教育の提供のためには、教員の資質が重要な条件となることから、必要に応じて基準を見直すことや、FD活動の一層の充実を図ることなど、法科大学院教育を担う教員の質・量の充実方策に取り組む必要がある。
- ・ 特に、法科大学院設立後、我が国全体の法学教育・研究を担う人材の確保が大きな課題となっており、法学分野における教員のキャリアパスの在り方などについて、早急に検討する必要がある。

3. 優れた資質を有する志願者の確保について

- 優れた資質を有する志願者が、法科大学院教育を通じて法曹として必要な学識や応用能力等を着実に修得することができるよう、法科大学院では、授業の充実や自学自習のための指導に努めるなど、きめ細やかな教育指導を行う必要がある。
- 加えて、飛び入学制度等を活用した時間的負担の軽減、法曹養成に特化した経済的支援、ICTを活用した教育連携・教材開発及び広報活動の展開などを通じて、優れた資質を有する志願者の確保に努めるべきである。

- 優れた資質を有する志願者が、法科大学院教育を通じて法曹として必要な学識や応用能力等を着実に修得することができるよう、法科大学院では、授業の充実や自学自習のための指導に努めるなど、個々の学生に応じた柔軟できめ細やかな教育指導を行うことが必要である。
- 特に優れた資質を有すると認められる学部学生については、その習熟度に応じて、学部3年修了後、飛び入学制度を活用して、法学未修者コースだけでなく、2年の法学既修者コースに入学させ、法曹として必要な学識や応用能力等を効果的かつ効率的に身に付けることを可能にすることなど、法曹になるための時間的負担の軽減にも配慮した取組を促進すべきである。その際、学部教育と法科大学院教育の円滑な接続に配慮した教育課程上の連携を図ることにより、早期卒業制度の活用をも含め、高等教育における5年一貫の法曹

養成教育を確立・充実させることに向けた検討も重要と考える。

- なお、飛び入学制度の活用については、学部を卒業するために必要な単位を全て修得しているとは限らないことから、入学者の質を担保するため、各法科大学院においては、GPAの活用等により学部時代に優秀な成績を収めていることを出願要件とするなど、法学既修者の認定について適切な方法が用いられなければならない。また、法科大学院において飛び入学制度が適切に運用されているかどうかに関し、認証評価を通じて的確に判定できるような取組を進めることも必要となろう。
- また、優れた資質を有する志願者が、経済的理由により法科大学院への進学を諦めることのないよう、無利子奨学金、返還月額が修了後の所得に連動するより柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速など、(独)日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業や、授業料の減免措置など給付型支援の充実を図ることが必要である。また、必要に応じて、他の専門職業人養成における取組も参考にしつつ、関係機関との連携による法曹養成に特化した経済的支援の充実方策についても検討すべきである。
- 加えて、働きながら法曹を目指す社会人や地方在住者の実情を踏まえ、ICTを活用した教育連携・教材開発などについても検討を進めるべきである。
- さらに、学生が、法科大学院修了後に、その希望に応じて、法曹界のみに限らず民間企業や公務部門、更には国際機関等をも含めた幅広い分野で法的素養・能力を備えた高度専門職業人として活躍できるよう、各法科大学院は、就職支援に関する体制整備を図るとともに、法科大学院を修了して法曹となった者による在学生向けのセミナーの開催や民間企業・公務等との接続も意識した授業科目を設けるなどの取組を更に充実させていく必要がある。その際、政府における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた検討状況も踏まえつつ、民間企業・公務等との連携・協力の下で取り組むことがより望ましい。
- 以上のように学生のニーズに柔軟かつきめ細やかに対応する取組と併せて、国や各法科大学院は、法科大学院で学習することの意義や、そこでの教育を通じて得られる成果、修了生の活躍状況等を志願者に対して分かりやすく丁寧に伝えることにより、将来のキャリアパスの具体的なイメージが持てるよう積極的な広報活動に努める必要がある。
- なお、多様なバックグラウンドを有する優れた人材を法科大学院に受け入れて教育することにより、質・量ともに充実した法曹を世に送り出すという理念を達成するという観点から、法学未修者を幅広く受け入れることは重要であるが、制度発足当初と比べ、現在は、法学未修者の志願者が大幅に減少している実情にある。このため、質の確保に留意しつつ、法学部以外の学部出身者や社会人等の受入れの増加を図る方向で適切に取り組む必要がある。

IV 法科大学院教育と司法試験・司法修習との有機的な連携の在り方

- 法科大学院改革を実効性あるものとするため、プロセス養成の基本理念に立ち返った改革も同時に進めることが不可欠。
- 法科大学院の教育内容と司法試験や司法修習との有機的な連携が更に図られていくことが望まれる。
- 特に予備試験については、運用実態が制度創設時に想定されていないものとなり、法科大学院教育への影響が顕著であることから、制度改革を含めた抜本的な見直しを速やかに進めていくことが望まれる。

- 司法制度改革の理念に基づき、法科大学院がプロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関として機能するためには、まずは何よりも、法科大学院において自らが提供する日々の教育の更なる向上に努めるとともに、組織の見直しを含めた抜本的な取組を進めることが急務である。
- また、個々の法科大学院の取組のみならず、現在検討が進められている共通到達度確認試験（仮称）の導入など、法科大学院全体として大胆な改革にもいとわずに取り組むことも不可欠である。
- 以上のことを前提とした上で、これら法科大学院改革に実効性を持たせるためにも、司法制度改革の当初の理念に立ち返り、法科大学院教育と司法試験や司法修習との更なる連携を図るとともに、特に、司法試験予備試験（以下「予備試験」という）の抜本的な制度改革にも同時に取り組むことが不可欠であることから、政府全体における検討が促進されることを強く期待する。

（１）司法試験及び司法修習との関係

- 法律実務家として活躍する際に法科大学院での学修成果をより一層活用できるよう、司法試験の在り方については法科大学院の教育内容を踏まえて改善を図っていくことが必要である。
- したがって、法科大学院の学生が在学期間中に司法試験受験対策に傾注することなく、その課程の修得に専念できるよう、上述のⅢ．２．（１）に記載した共通到達度確認試験（仮称）の結果に応じて司法試験の短答式試験を免除するなど、司法試験科目や試験内容の在り方を検討することが望ましいと考えられる。
- また、実務教育については、従来、法科大学院と司法修習との役割分担の下で実施されてきていることから、引き続き、プロセス養成の理念を踏まえ、両者の連携をより一層図

っていくことが望ましいと考えられる。

(2) 司法試験予備試験との関係

- 予備試験は、昨年6月、政府の法曹養成制度検討会議取りまとめでも確認されたように、司法制度改革審議会意見書において、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり、予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力を有するかどうかを判定することを目的として行われ、その合格者には、司法試験の受験資格が与えられる」仕組みとして設けられたものである。
- この予備試験は、平成23年から実際に試験が実施されており、現在までに、3回の予備試験合格者を出すとともに、その合格者が平成24年の司法試験から受験し、現在までのところ3回の司法試験合格者を出しているところである。
- このように実際に運用がはじまった予備試験に関しては、本特別委員会においても、本年3月にとりまとめられた基本的方向性の中で、
 - ・「法科大学院修了生と同等の学識・能力を有するかどうかを判定するものとして適切に機能しているかを注視」するとともに、
 - ・「試験という「点」のみによる選抜ではなく「プロセス」により質・量ともに豊かな法曹を養成するという司法制度改革の基本的な理念を踏まえつつ、司法試験予備試験が法曹養成プロセスの中核的な教育機関である法科大学院における教育に与える影響や、更にはそのプロセス全体に及ぼす影響を、例えば、法科大学院在学生在が予備試験を目指すことによる法科大学院における授業欠席や、休学・退学の動向、学生の学修・履修の仕方等への影響のみならず、学部在在学生をはじめ法科大学院志願者への影響なども含め速やかに把握・分析し、政府全体の取組に資する」

こととされていることを踏まえ、次に掲げるとおり、法科大学院教育の観点から、予備試験の在り方について検討を深めることが必要である。

- ① プロセスとしての法曹養成における予備試験の位置付けについて
 - ・ 法科大学院は、プロセスとしての法曹養成における中核的な教育機関である一方、予備試験は、経済的事情や実務経験を有するなどの理由により法科大学院を経由しない者に限定した法曹資格取得のための途として構想されたものである。
 - ・ 予備試験制度の本来の趣旨や、法科大学院が大学院レベルの正規の教育課程として位置付けられていることを踏まえ、予備試験の受験対象者の範囲について制度的な対応を速やかに検討していくことが望ましいと考えられる。

- ・ 予備試験の合格者数の増加は、これまで実績を挙げている法科大学院を中心に影響を与えており、早急な対応が求められる状況である。現在、法科大学院教育の質の向上に向けた改革が進捗しつつあり、今後、更にこれを加速させるためにも、制度的な見直しの検討と併せて、合格者の質という観点から、当面の試験の運用による対応についても検討していくことが望ましいと考えられる。

② 法科大学院教育と予備試験の内容等について

- ・ 法科大学院における教育は、高度の専門的な法的知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理等を備えた法曹を養成するため、そもそも司法試験で課されている科目以外に、模擬裁判、リーガルクリニックなどの法律実務基礎科目や、政治や経済といった隣接科目、外国法、先端的な法律科目まで含めた幅広い学修を求めている。また、正規の教育課程外でも、学生間の自主的な勉強会が開催されるなど、法的問題についての多岐にわたる議論が日常的に行われている。さらに、法科大学院では、学部教育を前提に、適性試験を受けて入学した法曹を目指す者に対し、原則3年間の教育課程の中でGPA等に基づく厳格な進級判定や修了認定が行われている。一方、予備試験では、基本的な法律科目を中心とした科目に関する1回だけの試験によって判定が行われており、必ずしも十分な社会経験を有しておらず、かつ法科大学院における幅広い学修経験も有しないまま予備試験に合格する者が生じうる制度となっていることから、予備試験についても、「プロセス」としての法曹養成の理念を可能な限り踏まえたものとするため、予備試験の受験者が法科大学院教育を通じて身に付けるべき学識・能力を有しているかを十分に検証できるよう、試験科目や実施方法等について速やかに検討していくことが望ましいと考えられる。
- ・ 具体的には、予備試験の試験科目については法科大学院教育と密接に関連付けるとともに、試験になじまない科目は別途法科大学院等で学修させる仕組みの可能性も含めて検討していくことが望ましいと考えられる。
- ・ また、制度的な対応に関する検討とともに、予備試験の出題内容を工夫したり、受験者の学識及びその応用能力等を丁寧に判定できるように実施方法を工夫したりするなどの運用上の改善策も検討していくことが望ましいと考えられる。

③ 法科大学院教育に与える影響について

- ・ 予備試験の受験者及び合格者の中に、学部在學生や法科大学院在學生といった本来プロセス養成を経て法曹を目指すことが期待されている層が大きな割合を占めていることについて、学部教育や法科大学院教育に与える影響や、予備試験の受験資格も含めて、その在り方を速やかに検討していくことが望ましいと考えられる。